

革新的研究開発推進プログラム (ImPACT)

プログラム・マネージャー 公募要領

平成 27 年 4 月
内閣府

公募要領の構成

	ページ
I 革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）の概要	2
II 総合科学技術会議が設定するテーマ	8
III プログラム・マネージャー（PM）の公募	12
1. 応募要件等	12
(1) 応募者の要件	12
(2) PMの提案する研究開発プログラム構想の要件	13
(3) プログラム実施期間	14
(4) 研究開発経費	14
2. 選定方法	15
(1) 選定手順	15
(2) 選定基準	15
(3) 採択数及び研究開発の金額規模の目安	17
(4) 利害関係者の排除	17
(5) 秘密保持	17
(6) 公表	17
(7) 注意事項	18
3. 応募方法	22
(1) 応募方式	22
(2) 選考・書類提出のスケジュール	22
(3) 提出書類	23
(4) 注意事項	23
4. 留意事項等	24
プログラム・マネージャー提出書類様式	30

I 革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）の制度概要

（1）目的

現在、我が国は、激しい国際競争にさらされ、また、深刻な社会経済的課題に直面している。これらを克服するため、我が国の将来の産業や社会のあり方に大きな変革をもたらすことが重要であり、チャレンジ、オープン、イノベーションといった姿勢・取組を促す行動が求められている。「革新的研究開発推進プログラム」（以下「ImPACT」という。）は、その具体的な行動の一つであり、研究開発現場のマインドセットの変換、内向き志向からチャレンジ精神への大転換、自前主義からオープンイノベーションへの転換を目的とした「実現すれば社会に変革をもたらす非連続的なイノベーションを生み出す新たな仕組み」である。

ImPACT の究極的な目的は、「イノベーションに最も適した国」「起業、創業の精神に満ちあふれた国」の実現である。勿論これは ImPACT のみで達成できるものでないことから、ImPACT で生み出す成功事例を、我が国の各界が今後イノベーションに取り組む際の行動モデルとして示すことも目指す。

（2）ImPACT の特徴（【参考1】参照）

ImPACT の特徴は次のとおりである。

- ①ImPACT は、必ずしも確度は高くないが成功時に大きなインパクトが期待できるような（ハイリスク・ハイインパクトな）チャレンジを促し、起業風土を醸成することを特徴とする。即ち、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらし、我が国はもとより世界を驚かせるような革新的なイノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進する。
- ②ImPACT は、総合科学技術・イノベーション会議が設定するテーマについて優れたアイデアをもつプログラム・マネージャー（以下「PM」という。）を厳選し、PM に大胆に権限を付与し、優秀な研究者とともにイノベーションを創出することを特徴とする。即ち、PM がプロデューサーとして研究者をキャスティングし、研究開発のデザイン力・マネジメント力と、我が国のトップレベルの研究開発力を結集する。

（3）PMによる研究開発プログラムの実施管理（【参考2】参照）

本公募要領に基づきPMの公募が行われ、革新的研究開発推進会議（以下「推進会議」という。）及び革新的研究開発推進プログラム有識者会議（以下「有識者会議」という。）における所要の審査を経て総合科学技術・イノベーション会議がPMを決定した後、PMによる研究開発プログラムの実施管理は次のように行われる。

- ①国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、PMの採用に関する総合科学技術・イノベーション会議の決定を踏まえ、PMを雇用する。なお、雇用契約（*）は、総合科学技術・イノベーション会議がPMの解任を決定した場合に、その決定を履行できるような内容とする。

（*）なお、後述するように、例外的、過渡的措置として、雇用契約の代わりに委嘱契約が認められるケースがある。

PMは、研究開発機関を選定し、有識者会議に報告し、確認を求める。確認の後、研究開発機関は、PMのマネジメントの下で、研究開発を実施する。PMに関係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合、PMは、推進会議に対して選定の承認を求める。

- ③機構は、PMの方針に基づき、研究開発機関との間で契約を締結する。この際、PMの方針に基づき研究開発計画を柔軟に見直すことができるような契約内容とする。PMによる研究開発の実施管理は、原則として機構と各研究開発機関との間の委託契約により行う。ただし、国外の研究開発機関の場合には、我が国の産業競争力強化の観点から知的財産権が有効に活用されるよう運用すると共に、技術流出等によって我が国の国際競争力に支障が及ばないよう留意する観点から、機構と研究開発機関との間でこれらに関連する条項を含む研究契約を締結するものとする。

（４）PMに対する進捗管理及び評価

①進捗管理

- 有識者会議は、全てのPMから進捗状況について、概ね半年毎に報告を受ける。
- 有識者会議は、PMから進捗状況報告があった場合又は助言を求められた場合、必要に応じて適切に助言するものとする。
- PMは、成果の実用化のために規制改革など制度上の改革が必要となった場合には、推進会議に対して制度改革の実現に向けて協力を求める。推進会議は、協力依頼の内容が妥当と判断される場合、関係省庁、関係機関への働きかけなど所要の措置を講じるものとする。
- 有識者会議は、進捗状況報告の内容等を踏まえ、必要に応じてPMに対して改善を求めることができる。改善を求めるに際しては、ハイリスク・ハイインパクトな取組を促し、PMに大胆に権限を付与するという制度の主旨に留意する。
- 有識者会議が求める改善が行われなかった場合や、成果（テーマに示された産業や社会のあり方の変革）が見込めないと判断される場合、総合科学技

術・イノベーション会議は、推進会議における審議・検討を経た上で、PMの解任を決定できる。

②評価

○総合科学技術・イノベーション会議は、研究開発終了後にPMの評価を実施する。その実施に当たっては、主として次のような視点による。

(PMが実施管理を行った研究開発プログラムに関する評価)

- ・産業や社会のあり方の変革をもたらす見通しは得られたか。
- ・漸進的ではなく、非連続なイノベーションが生まれたか。
- ・ハイリスク・ハイインパクトなチャレンジは行われたか。
- ・我が国のトップレベルの研究開発力及び様々な知識を結集することができたか。

(PM自身の活動に関する評価)

- ・当初想定された計画では目標達成が困難な見通しとなった際の研究開発の計画変更や、派生した研究開発の展開など、PMによるプログラム・マネジメントの過程は適切だったか。
- ・目標通りの成果が得られない場合などにおいて、その原因分析・解析が適切に行われ、今後の我が国におけるPM活動のあり方に関する有益な教訓を導出できたか。

(5) 機構によるPM支援等

機構は、総合科学技術・イノベーション会議によるPMの進捗管理、PM雇用者及びPM活動を支援する立場、適正な基金管理の観点に留意し、適切な体制を構築する。

革新的研究開発推進プログラムの特徴

1. ハイインパクト	
非連続 イノベーション	総合科学技術・イノベーション会議の設定するテーマに基づき、必ずしも確度は高くないが成功時に大きなインパクトが期待できるような（ハイリスク・ハイインパクトな）チャレンジを促し、起業風土を醸成する。
2. プログラム・マネージャー (PM)	
PM への大胆な 権限の付与	総合科学技術・イノベーション会議が、優れたアイデアをもつ PM を厳選し、大胆な権限を PM に付与。PM がプロデューサーとして研究者をキャスティングしつつ、研究開発プログラムを企画、実施管理。
3. その他 (執行面の特徴)	
基金による運営	機構に多年度にわたる基金を設立し、研究開発経費等を配分。 経費の使途・金額の変更に高い自由度。 経費の翌年度への繰越が可能 (研究開発機関から機構への手続きが必要)。
PM 支援体制	機構が PM 支援体制を構築。 PM のマネジメントの下、機構と研究開発機関との契約により研究開発を円滑に実施管理。

革新的研究開発推進プログラム・新規公募に係る実施スケジュール

